

る。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	る。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	る。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 また、融資機関や農業者等の全国団体等との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	このうち第1-1-(3)保険事故率の低減に向けた取組として、令和4年4月から適用しているガイドラインについて、基金協会の担当者向けにランク判定シートの作成方法等に係る説明会を令和4年6月に開催した。 また、大口保険保証の事前協議について令和5年度から設定する標準処理期間内に確実に審査を行うための事前協議調書の様式見直しに当たり、基金協会から入力作業の負担軽減を図ってほしいとの意見を踏まえ、様式に反映した。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（13回）。		
---	---	---	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(6)	農業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回	1回	
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
短期資金貸付審査	月3回（5のつく日）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月2回以上	毎月2回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検	(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検	(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上 <評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 信用基金の審査担当者が、令和4年4月から適用しているガイドラインを踏まえた大口保険保証の事前協議案件審査を円滑に行うとともに、マニュアルの活用により、一定水準以上の審査及び同一目線での審査を可能とするため、令和4年3月に制定した「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」について、①標準処理期間の設定に伴う手続の見直し、②これまでの審査を通じて得られた気づきとして、例えば、「事業計画の費用の検証」	<自己評価> 評価：B 大口保険引受案件の事前協議について、「大口保険引受事前協議の引受条件等ガイドライン」を設定したことに伴い、一定水準以上の審査及び同一目線での審査を可能とするため新たに「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」について、手続の見直しや審査を通じて得られた気づきを反映させるなど、信用基金の業務の質的向上を図ったことから、Bとする。 <課題と対応> －	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求め、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 - なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発	を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回(5のつく日) ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、	し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回(5のつく日) ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会	を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	として、「飼料価格、原油価格(光熱費)、資材費などの経費が高騰基調にある中、適切なストレスがかけられているか」などを確認することや、現在記載されていない審査上の留意点について追記等を行う改定を令和5年3月に実施した。 ○ 大口保険保証の事前協議に令和5年度から設定する標準処理期間内に確実に審査を行うための事前協議調書の様式見直しに当たり、基金協会から入力作業の負担軽減を図ってほしいとの意見を踏まえ、様式に反映した。 イ 標準処理期間内の事務処理事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 また、大口保険保証事前協議については、案件を受理してから営業日で10日以内に処理するとする標準処理期間を新たに設定。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息について、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。 ○ なお、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行うよう努めたが、以下の事案が発生した。	
--	---	---	--	--	--

防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上		・ 令和4年11月、災害特例保険料率適用に係る事務において、災害区分コード（申請された災害に対応する協会ごとの災害の番号）を誤って通知した事案が発生、これをきっかけとして災害特例保険料率を適用した全案件の確認を行ったところ、本来適用すべき災害特例保険料率が適用されていない案件があることが判明し、令和5年3月に該当基金協会に、精算を行う旨連絡の上、令和5年4月に精算を行った。 災害特例保険料率の誤適用は、基金協会からの災害特例申請を農業保証保険システムに誤登録したこと等によるものであり、再発防止策として、災害特例申請時に基金協会からシステムへの登録に必要な情報が通知されるよう申請様式を改める農業保証保険取扱要領の変更を令和5年3月に実施した（令和5年4月からの申請に適用）ほか、農業保証保険システムへの登録作業の効率化、省力化を図るための当該申請の受理以降の事務フローの見直しを行った。		
---	---	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2	林業信用保証業務

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
林業信用保証業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-2-(1)参照)						4年度 (2022年度)
(2) 適切な保証料率の設定 (第1-2-(2)参照)		予算額(千円)	12,631,226	13,564,838	11,905,538	11,702,685
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 (第1-2-(3)参照)		決算額(千円)	7,369,787	9,141,894	6,780,393	6,578,908
(4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-2-(4)参照)		経常費用(千円)	1,061,724	1,316,065	1,173,205	593,633
(5) 利用者のニーズの反映等 (第1-2-(5)参照)		経常収支(千円)	△408,383	△482,880	△581,920	330,864
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 (第1-2-(6)参照)		行政コスト(注)(千円)	485,402	1,316,105	1,175,101	593,633
(7) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-2-(7)参照)		従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111
						※108

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-2-(1)参照) (2) 適切な保証料率の設定 (第1-2-(2)参照) (3) 代位弁済率の低減に向けた取組 (第1-2-(3)参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-2-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-2-(5)参照) (6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 (第1-2-(6)参照) (7) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-2-(7)参照)	第1-2-(1)～(7)を参照。	同左	同左	評価: A 2項目についてS、4項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。	評価: A <評価に至った理由> 7つの小項目のうち、5項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目((2)適切な保証料率の設定)でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。 $(1 \text{ 項目} \times 4 \text{ 点} + 4 \text{ 項目} \times 3 \text{ 点} + 2 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点} + 1 \text{ 項目} \times 3 \text{ 点}) / (7 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点} + 1 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) = 143.75\%$ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点とし、重要度が高い1項目((2)適切

					な保証料率の設定) については、 ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> － <その他事項> －
--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(1)	林業信用保証業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）	30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数	前年度実績 以上	1,047 件 272 億 65 百万円	1,008 件 282 億 62 百万円	1,045 件 316 億 72 百万円	932 件 293 億 53 百万円	709 件 207 億 99 百万円	617 件 160 億 81 百万円	令和 2 年度から、指標の件数の算式を「概ね過去 5 年間の平均増減率 × 前年度実績」に変更。
保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率	前年度実績 以上	43.9% 460 件 158 億 33 百万円	43.6% 439 件 170 億 17 百万円	40.8% 426 件 191 億 60 百万円	39.7% 370 件 174 億 39 百万円	42.9% 304 件 119 億円	43.3% 267 件 97 億 09 百万円	令和 2 年度から、指標の比率の算式を「概ね過去 5 年間の平均増減率 × 前年度実績」に変更。
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況								
関係団体、都道府県への制度説明回数	年 17 回以上	30 回	41 回	40 回	19 回	20 回	22 回	
融資機関への訪問による制度普及回数		135 回	112 回	95 回	(167 回)	(143 回)	(127 回)	() 書は現地訪問以外の手法による制度普及回数。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 保証引受件数：概ね過去 5 年間の平均増減率 × 前年度実績（91.7% × 709 件 = 650 件） ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率：概ね過去 5 年間の平均増減率 × 前年度実績（99.7% × 42.9% = 42.8%） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	<主要な業務実績> ○ 令和 4 年度の保証引受は、617 件（160 億 81 百万円）となり、指標値（650 件）の 94.9% となった。保証引受件数及び引受金額の減少は、前年度に引き続きコロナ禍の影響によるものに加え、融資機関との適切なリスク分担を図るための 80% 保証を原則とする取組を着実に進めたことや、木材価格高騰（ウッドショック）による国産材需要増加による事業者の財務状況改善等に伴い保証ニーズが低下したこと等が主な要因と考えられる。 また、保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率は 43.3% となり、指標値（42.8%）	<自己評価> 評価： A 都道府県が主催する会議への参加や融資機関に対する電話による制度普及に加え、融資機関中央団体等への訪問による積極的な意見交換の実施、パンフレットの大規模な見直しによる普及ツールの拡充、融資機関を含む業界紙や会報誌への積極的な寄稿等により、保証制度の普及を通じた利用促進に取り組んだこと、これにより林業信用保証制度への関心が高まり、普及の機会が拡大したことから、当初の計画以上の成果と認められる。 また、制度資金の比率は指標値を上回った。 なお、保証引受件数が指標値を	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

42号)又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金(制度資金)に係る保証利用を促進する。 【指標】 ○ 保証引受件数(直近5年の平均実績:1,260件) ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率(直近5年の平均実績:50%) ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況(制度説明回数等) <想定される外部要因> ・ 保証引受件数は、木材の需給動向等による林業・木材産業の設備投資や運転資金の借入額の変動のほか、融資機関によるプロパー融資の動向等に影響を受けるものであることから、評価において考慮するものとする。	42号)又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金(制度資金)に係る保証利用を促進する。 【指標】 ○ 保証引受件数 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数:年17回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数	資金助成法(昭和51年法律第42号)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)に基づき都道府県知事等の認定を受けた計画の実施に必要な資金(制度資金)に係る保証利用を促進する。 また、融資機関等関係機関への訪問等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、制度の普及推進等に向け、相手先との関係強化を図る。 【指標】 ○ 保証引受件数:概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率:概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	・ 関係団体、都道府県への制度説明回数:年17回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数 <評価の視点> 林業信用保証制度の普及推進及び利用促進、制度資金に係る保証利用促進に向けた取組が行われているか	を上回った。 ○ 下記のとおり、林業信用保証制度の普及推進を通じた利用促進のため、融資機関、林業関係団体、都道府県等への対応を行った。 ・ 都道府県が主催する会議への参加等による保証制度の普及を22回実施した。その際、現地訪問だけでなく、ウェブ会議方式による参加や資料提供により、可能な限り、林業信用保証を広く普及できるように取り組んだ。 ・ 融資機関に対して、保証審査業務を行いながら、限られた時間の中、手分けして、電話による制度説明を127回実施し、制度の普及に取り組んだ。その際、新型コロナウイルス感染症やウッドショックによる影響についての聞き取りも実施し、事業者を取り巻く状況や保証ニーズの把握等に努めた。 ・ 融資機関中央団体や林業関係中央団体を22回訪問し、林業信用保証の説明や経営者保証への対応等に関して積極的に意見交換を行った。これにより、先方において、今後の連携強化の意向が表明されたり、会報誌への寄稿依頼や、林業信用保証制度に関する勉強会開催を前向きに検討いただく等の効果が得られた。 ・ 従来、1種類であった紙ベースでのパンフレットを大幅に見直し、林業信用保証のメリット等をシンプルにわかりやすく盛り込んだ事業者向けのもの、林業・木材産業の最近の動向や制度の詳細等を盛り込んだ融資機	下回っているのは、前年度に引き続きコロナ禍の影響によるものに加え、ウッドショックを契機とした事業者の自立等が影響しているものと考えられる。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことはもとより、次期中期目標の実現に向けて前倒しで業務を進めたことも考慮して、Aとする。 <課題と対応> —	
---	---	--	---	---	--	--

		・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年 17 回以上 ・ 融資機関への訪問等による制度普及回数		関向けのもの2種類を新たに作成し、普及ツールの充実に取り組んだ。作成したパンフレットは、随時更新可能なものとして信用基金ウェブサイトへ掲載するとともに、融資機関等の関係団体へ広く配布したほか、主務省が主催する都道府県向け会議等においても、制度説明資料として活用した。これにより、個別の事業者から制度に関する問合せを受けたり、広域的に木材流通を行う団体から自社のウェブサイトへのパンフレット掲載を希望する申し出を受けるなどの効果が得られた。 ・ 従来、林業関係中央団体の会報誌や金融関係の業界紙に限り、広告を掲載していたが、主務省のご協力のもと、林野庁や森林管理局の広報誌等にも広告を掲載するとともに、木材関係の業界紙に特集記事を掲載したり、融資機関中央団体や林業関係団体の広報誌への寄稿を積極的に行った。この結果、融資機関からの意見交換の申し出や別の会報誌にも寄稿する機会をいただくなどの効果が得られた。		
--	--	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(2)	林業信用保証業務－適切な保証料率の設定

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	－	年0.20～1.80% （8段階）	年0.20～1.80% （8段階）	年0.20～1.80% （8段階）	年0.20～1.80% （8段階）	年0.20～1.80% （8段階）	年0.20～1.80% （8段階）	
制度資金（木材産業等高度化推進資金4倍協調等）	－	年0.15～1.35% （8段階）	年0.15～1.35% （8段階）	年0.15～1.35% （8段階）	年0.15～1.35% （8段階）	年0.15～1.35% （8段階）	年0.15～1.35% （8段階）	
制度資金（林業・木材産業改善資金等）	－	年0.10～0.90% （8段階）	年0.10～0.90% （8段階）	年0.10～0.90% （8段階）	年0.10～0.90% （8段階）	年0.10～0.90% （8段階）		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか	<主要な業務実績> ○ 下記のとおり、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会における点検等を行い、適切な水準の保証料率を設定した。 i) 令和4年12月に料率算定委員会を開催し、保証料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 ・ 特例ルール（制度資金の優遇保証料率の運用や個々の保証料率の弾力的な運用）の見直し状況について点検したところ、令和4年度上半期において特例保証料率の新規適用は無く、令和3年度の特例保証料率の適用実績（15件、保証額9.7億円）と比べ、件数・金額ともに見直しが着実に進んでいることが明らかとなった。 ・ 業務収支について点検したところ、近年の収支差赤字は1～2億円程度に縮小し、交付金により赤字を補填できる状況になってきており、全体の収支はバランスが取れている状況で安定している。 ・ 以上のことから、近年の全体の収支バランスが取れる状況で安定してきており、現時点で業務収支全体に大きな問題は無く、直ちに保証料率を見直す必要はないと考えられることから、令和5年度は、現行の保証料率を据え置くこととした。 ii) 上記の料率算定委員会の結果については、令和5年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。	<自己評価> 評価：S 令和3年10月以降、特例ルールの見直しに積極的に取り組むことにより、当初の想定以上のペースで見直しが進み、令和4年度においては、特例保証料率の新規適用を0件とすることができた。これは、従来の保証審査に加え、中期計画策定時には想定できなかった新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰へ対応するための新たな保証審査を実施する中であったとしても、限られた人材リソースで担当職員が厳しい交渉においてもぶれることなく、粘り強く交渉を重ねた成果と認められる。 その上で、業務収支のバランスが取れている状況で安定していることは、保証制度の適正運用に貢献する大き	評価 A <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、法人が独自に、契約更新の機会を捉え、引受先の理解を得つつ優遇料率の縮小等の取組を推進したことにより、今後、林業信用保証業務収支の長期的な均衡に向け一定の効果が見込めることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

証料率の見直しを行う。 ＜目標水準の考え方＞ - 保証料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保証料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。	証料率の見直しを行う。	見直しを行う。		その内容は、信用基金ウェブサイトで公表した。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkairin.html - また、令和4年度末時点において、特例保証料率の新規適用は皆無となった。保証料率の適正化が大幅に進展したのは、その進捗状況について毎月チェックを行うとともに、融資機関等との厳しい交渉に精力的かつ粘り強く対応した結果であり、被保証者の財務状況等に応じた保証料率を適用するという保証制度の適正な運用に向けて、大きな成果を得ることができた。 - 特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証料率適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、基金職員の粘り強い交渉と創意工夫の結果、保証料率適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出した。これにより、公的保証機関としての公平性確保と事業継続支援という使命を果たすことができた。 - 保証残高が対前年度比約84%と減少する中であっても、保証料収入は対前年度比約93%の確保ができており、財務健全化を通じた林業者等への安定的な林業信用保証の提供に寄与した。	な成果である。 特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証料率適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、保証料率適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出したことは、事業者の事業継続を支えるという信用基金の創意工夫によるものであり、将来につながる特筆すべき成果と認められる。 以上のとおり、中期目標を大きく上回る水準の取組を行ったことから、Sとする。 ＜課題と対応＞ —	
--	--------------------	----------------	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(3)	林業信用保証業務－代位弁済率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）	30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受累計額① （百万円）	－	148,427	28,262	59,935	89,287	110,087	126,168	
今期代位弁済額 ② （今期引き受けた案件の み）（百万円）	－	1,670	158	316	487	583	760	
代位弁済率（②÷①）	中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下	1.13%	0.56%	0.53%	0.55%	0.53%	0.60%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意し	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意し	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況や林業者等の特性を踏まえた的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、融資機関との間の財務諸表や経営改善計画の進捗状況等の情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 代位弁済率の低減に向けて、適正な審査の実施、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせによる融資機関とのリスク分担等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の代位弁済率は、0.60%であり、定量的指標（2.03%以下）を達成した。 ア 保証審査協議会への付議及び融資機関との情報共有 ○ 適正な引受審査 新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査協議会に付議した結果、財務内容不良等による拒否・再協議等は、2 件中 0 件であった。（令和 3 年度 98 件中 0 件） なお、保証審査協議会は、実質管理案件（粉飾決算の発覚、廃業・連帯保証先の倒産等）の指定・解除を行うために設けたものであるが、過去の財務状況を分析することにより、実質管理案件の指定・解除基準を整理して「債務保証審査マニュアル」を改	<自己評価> 評価：S 中期目標期間中の代位弁済率は、令和 4 年度末で 0.60%であり、定量的指標（2.03%以下）の達成度合いが 120%以上となった。 日常の業務を通じて得た知見等を活かし、実質管理案件の指定・解除基準の整理による保証審査の透明性の向上、被保証者の実情等を踏まえた適切な期中管理の実施、実態に即した予見通知方法の整理の取組等を進めたことは、代位弁済率の低減に貢献する大きな成果と認められる。 特に、令和 3 年 10 月以降継続して取組んでいる保証割合の見直しについては、担当職員が積極的に融資機関等と協議を重ねた結果、前年度は 75.2%だった 80%保証の割合が 99.7%と大きく増加しており、大きな成果と認められる。これは、従来の保証審査に加え、中期計画策定時には想	評価 S <評価に至った理由> 代位弁済率の低減の目標値の達成度合いが 120%以上となったことに加え、中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、代位弁済率の低減に資する取組として、ほぼ全ての新規案件で 80%部分保証での引受けを実施したこと、また、林業者の経営継続にも配慮しつつ、特定の引受先への過度な保証リスクの集中を改善するため、6 億円を超える大口保証引受先の保証引受額を同額以下とすることに取り組んだことは、当年度のみならず、中長期的な林業信用保証の業務収支改善に大きく寄与する取組である。このことは、目標を上回る顕著な成果があったものと判断できることから、「S」評価が妥当である。

つつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率（直近5年の平均実績：2.03%） <想定される外部要因> ・ 代位弁済については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	つつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下	点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下		正ることができたことから、令和5年3月をもって同協議会を廃止した。実質管理案件の指定・解除基準を明確にしたことは、保証審査の透明性向上に大きく寄与した。 ○ 融資機関との情報共有 引受審査時に融資機関から事案の内容や支援方針等を聴取する一方、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、審査に必要な情報を互いに共有した。 ○ 適切な期中管理等 ・ 実質管理案件について、管理表を作成し、半年ごとに融資機関を通じて収集した財務状況や借入金の返済状況等を確認するなど、適切に期中管理を行った。 ・ 経営状況が悪化した保証先について、専門家を交え事業再生計画の進捗等について議論する再生支援協議会等主催のバンクミーティングに出席したほか、取扱融資機関を通じてミーティング内容を把握した。(31件)(令和3年度19件) 融資機関協調支援の場合には信用リスク管理を適切に行いつつ保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理を行った。 ・ 「求償権等の管理マニュアル」を令和3年10月に改正し、予見段階の通知方法について整理したことを受け、令和4年度においては、融資機関より予見通知が4件あり、予見通知の重要性が融資機関に著実	定できなかった新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰へ対応するための新たな保証審査を実施する中でも、限られた人材リソースで担当職員が厳しい交渉においてもぶれることなく、粘り強く交渉を重ねた成果と認められる。 また、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証割合適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、保証割合適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出したことは、事業者の事業継続を支えるという信用基金の創意工夫によるものであり、将来につながる特筆すべき成果と認められる。 このような保証割合の見直しは、融資機関の期中管理の充実を通じた事業者の経営健全化に寄与するとともに、事業者が負担する保証料の低減につながるものであり、新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰により経営環境が苦しい事業者にとってもメリットのある取組となったと言える。 さらに、計画にない信用基金独自の取組として、グループ企業全体の保証限度額の上限である6億円を超過している先について、融資機関を通じて早期に圧縮するよう申入れを行い、過度なリスクの圧縮に向けた道筋をつけたことも大きな成果の一つである。 加えて、代位弁済の減少等に向けて、代位弁済に至った案件の振り返りにより保証引受や管理の実務を行う上で参考となる知見を関係者間で共有する取組を行ったほか、代位弁済率についても、0.60%となっており、指標を大幅に上回る成果と認められる。 加えて、代位弁済に至った案件の振り返りにより保証引受や管	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －
--	---	--	--	---	--	---

				に浸透しつつあることが明らかとなった。 また、令和5年3月に予見通知の具体例の追加を行ったところであり、これは、早期の予見通知につながるものである。 イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 令和3年10月以降、100%保証の既往債務について、80%保証に変更することについて、従来の保証審査に加え、中期計画策定時には想定できなかった新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰へ対応するための新たな保証審査を実施する中であっても、通常、更新期日の2か月前に郵送していた通知文を4か月前に郵送したほか、通知文を送付する前に担当職員で分担して電話連絡を行い、丁寧な事前説明を徹底し、さらに、実際の保証引受の都度、精力的に融資機関等と協議を重ねるとともに、毎月、保証割合の適用状況について取りまとめ、関係者で情報を共有することにより、複数の目で点検を行った。この結果、令和4年度の80%保証の引受実績は615件、全引受案件に占める80%保証の案件の割合は99.7%となり、前年度実績を大幅に上回る成果を得た。 (令和3年度 533件、75.2%) ○ 特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証割合適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、担当職員の粘り強い	理の実務を行う上で参考となる知見を関係者間で共有したことは、今後の代位弁済率の低減に向けた効果的な取組として評価できるものである。 以上のとおり、中期目標を大きく上回る水準の取組を行ったことから、Sとする。 <課題と対応> －	
--	--	--	--	---	---	--

				交渉と創意工夫の結果、保証割合適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出した。これにより、公的保証機関としての公平性確保と事業継続支援という使命を果たすことができた。 ○ 計画にない信用基金独自の取組として、林業信用保証における収支均衡に向け、グループ企業全体の保証限度額の上限である6億円を超過している先について、令和3年10月以降、融資機関を通じて早期に圧縮するよう申し入れていた。この結果、限度額超過先数は令和3年度末に8先あったものが令和4年度末時点では6先に減少したのみならず、この6先のうち、1先はリファイナンスにより令和8年度に限度額未滿とする方針を決定し、残りの5先についても限度額圧縮に向け令和11年頃までに計画作成等を行うこととなり、過度なリスクの圧縮に向けた道筋をつけることができた。 ウ その他の取組 ○ 代位弁済に至った案件の振り返りを通じ、保証業務・管理業務の効率化、事故・代位弁済の減少につながる視点を得ることを目的として、実際の代弁事例をもとに、令和4年9月と令和5年1月の計2回の事後検討会を行い、機械設備に譲渡担保を設定するときや管理する場合の実務上の改善点を洗い出してとりまとめた。動産譲渡担保に関して、周辺情報を含めて調査し事後検討会で報告したことにより、保証引受	
--	--	--	--	---	--

				や管理の実務を行う上で参考となる知見を関係者間で共有することができた。		
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(4)	林業信用保証業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	269	281	157	217	134	142	
回収向上に向けた取組の実施状況								
全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
弁済が滞っている先への催告回数	年2回以上	3回	2回	3回	2回	3回	2回	
債権回収業者との打合せ回数	年2回以上	2回	3回	2回	3回	2回	2回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービス）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービス）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービス）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、求償権の回収方策等に関する検討会、弁済が滞っている先への催告等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 全求償権の回収方策等に関する検討 全求償権先における回収の進捗状況を確認するため、回収方策等に関する検討会を2回（令和4年9月及び令和5年3月）開催した。回収の進まない先に対して、催告書の送付、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行った。これにより、142百万円の回収を実施でき、見直しを行った成果が認められた。 ○ 弁済が滞っている先への催告 弁済が滞っている先及び弁済があってもその額が弁済能力に比して低調な先を対象に、催告書を2回のべ5先（令和4年6月に2先、令和4年9月に3先）に送付して、弁済の開始、	<自己評価> 評価：B 中期計画に掲げる全求償権の回収方策等に関する検討会の開催等に着実に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> －	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

	・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上	・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上		再開又は増額を促進した。 ○ 債権回収業者との打合せ 債権回収業者に委託した求償権先における回収の進捗状況を確認するため、債権回収業者と打合せを2回(令和4年7月及び令和5年1月)行い、回収方策に必要な措置を指示した。		
--	---	---	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(5)	林業信用保証業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）	30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象としたアンケート調査回数	年 2 回以上	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	通年	
都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数	年 2 回以上	4 回	5 回	2 回	6 回	5 回	22 回	
相談窓口の開設回数	－	6 回	8 回	6 回	7 回	8 回	9 回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成 30 年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 46 条に規定する林業経営者に対する経	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成 30 年の独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「基金法」という。）改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年 2 回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年 2 回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 従来のアンケートの設問及び調査対象等を見直し、制度普及の効果や資金ニーズ等を把握することを主目的とした新しいアンケート（お客様アンケート）を融資機関の協力を得て年間を通じて実施することとして、10月から開始した。これにより、令和 5 年 3 月末時点で現に保証を利用している 138 者から回答が得られ、保証の利用に至ったきっかけ、将来的な資金ニーズ、保証制度の改善点等について把握することができたことから、次年度以降の制度普及に活かすこととした。 ○ 事業者に対する着実な保証制度の普及を推進するため、従来の相談員制度を廃止し、新たに林業者等へ保証制度の普及等に協力いただけたと考えられる都道府県レベルの林業関係団体について都道府県	<自己評価> 評価： A 制度普及の効果等を把握することを主目的とするアンケートに見直した上で、年間を通じて実施したことにより、これまで把握できなかった保証の利用に至ったきっかけ、将来的な資金ニーズ、保証制度の改善点等について把握することが可能となったことは、中期計画を上回る大きな成果と認められる。 また、協力団体制度については、試行を通じてよりきめ細やかな制度普及の推進が期待できることが明らかとなり、本格導入に至ったことについても、大きな成果と認められる。 さらに、森林経営管理法に基づく経営の改善発達に係る制度周知や自然災害等に対応した相談窓口の速やかな設置については着実に取り組んだ。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、A とする。	評価 A <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、令和 4 年度に、法人が独自に、従来の相談員制度を廃止し、新たに「協力団体制度」を導入したことにより、相談員制度では、林業者等にまで行き届いていなかった関係通知やパンフレット等が、協力団体を通じて林業者等へ行き届くことが可能となり、よりきめ細やかな保証制度の普及が期待できる仕組みを導入したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等)	営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数	営管理法(平成30年法律第35号)第46条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 また、都道府県や関係団体との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数		を通じて紹介いただき、協力可能な21道県37団体を対象として、令和4年11月から「協力団体制度」の試行を行った。また、令和5年4月から当該制度を本格導入することとし、令和5年3月に実施要領を制定した。この本格導入により、従来の相談員制度では、林業者等にまで関係通知やパンフレット等が十分行き届いていなかったが、協力団体を通じて林業者等への配布が可能となり、よりきめ細やかな保証制度の普及が期待できる。 ○ 森林経営管理法に基づく経営の改善発達に係る制度周知のため、林野庁主催の研修における説明を計画していたものの、コロナ禍により出席を見送り、説明資料の配付を8箇所にて行ったことにより、制度の認知度向上を推進した。 ○ 台風等の自然災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた林業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した(9回)。これにより、自然災害等の影響を受けた利用者に対し保証による支援を推進した。	<課題と対応> —	
------------------------------	--	--	--	---	-------------------------------	--